精神保健福祉に関する制度一覧表

☞ これは２０２６年（令和８年）４月１日現在の内容です。各制度の内容、金額等は改正される場合があります。

制度の種類	内容・要件等	申請・相談窓口
精神障がい者保健福祉手帳	▼精神疾患のある人で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象です。 ▼手続きに必要なもの ・①診断書兼意見書（所定の様式あり） ②年金証書（精神障がいを支給事由とする障がい年金） 又は特別障がい給付金受給資格者証等の写しと同意書 ※ ①か②のいずれか一方 ・写真１枚（縦4cm×横3cm） （1 年以内に撮影し、脱帽して上半身を写したもので無背景のもの。カラー、白黒どちらでも可。裏面に「福山市」、名前、手帳番号、生年月日を記入） ・精神障がい者保健福祉手帳　※既にお持ちの方のみ ・個人番号（マイナンバー） **※更新の手続きは有効期間の終了する日の3か月前から可能**	障がい福祉課 TEL 928-1063 松永保健福祉課 TEL 930-0410 北部保健福祉課 TEL976-8803 東部保健福祉課 TEL940-2572 神辺保健福祉課 TEL962-5005 沼隈支所保健福祉担当 TEL980-7704 新市支所保健福祉担当 TEL0847-52-5515 ※「福山市精神障がい者医療費助成」の申請は、鞆支所、内海支所、芦田支所、加茂支所でもできます。
自立支援医療（精神通院）	▼精神疾患のある人が、通院して治療を受けるとき、その医療費の自己負担の一部を給付します。 **※原則１割負担（所得の状況や病状に応じて、月ごとに負担額の上限あり）** ▼手続きに必要なもの ・診断書兼意見書（所定の様式あり） ・健康保険の資格情報を証明するもの（資格確認書など） ※ 同一保険加入者全員のもの ・受診者（18 歳未満の場合は保護者）が障がい年金・遺族年金等を受給している場合、 その収入額が分かる書類 ・自立支援医療受給者証（精神通院）※既にお持ちの方のみ ・個人番号（マイナンバー）　※ 同一保険加入者全員のもの **※再認定の手続きは有効期間の終了する日の3か月前から可能**	
福山市精神障がい者医療費助成	▼福山市に住所を有し、自立支援医療（精神通院）の支給認定を受けている人について、自己負担額の 1/2 の額を助成します。 ▼手続きに必要なもの ・医療機関の発行する領収書（原本） ・自己負担上限額管理票（自己負担上限額が設定されている人） ・印鑑 ・本人名義の預金通帳	
重度心身障がい者医療費助成	▼精神障がい者保健福祉手帳１級と自立支援医療（精神通院）受給者証の両方を所持している者の保険診療費の自己負担分（入院は除く）の一部を助成します。 ※本人・配偶者・扶養義務者の所得制限あり。 月４日までは１医療機関ごとに１日 200 円の一部負担金が必要。 ※65 歳以上 75 歳未満の人の場合、後期高齢者医療制度に加入するか、しないかで自己負担の取り扱いが変わります。 ▼手続きに必要なもの 手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）、健康保険の資格情報を証明するもの（資格確認書など）、個人番号（マイナンバー）	

制度の種類	内容・要件等	申請・相談窓口
ＪＲ	▼次の要件を全て満たす精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の JR の運賃が割引になります。 ・旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第一種または第二種の記載がある手帳 ・顔写真が貼り付けされている手帳 ・有効期限が切れていない手帳 ▼1 級（1 種）　〈本人〉普通乗車券(片道 100ｋｍを超える場合のみ)・・５割引 〈本人・介護者〉普通乗車券、回数券、急行券、定期券・５割引 ２・３級（２種）〈本人〉普通乗車券(片道 100ｋｍを超える場合のみ)・・５割引 〈本人（１２歳未満）・介護者〉定期券・・・・・・・・・ 5割引 ※本人が小児の定期券を利用している場合は介護者のみ割引。 ※乗車券購入時に精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。	ＪＲ各駅
県内バス等	▼広島県内で乗降する場合、広島県内路線バスの旅客運賃が割引になります。 普通乗車券 １級＜本人・介護者＞…５割引　　２・３級＜本人＞ ……５割引 ※定期券等は各バス会社へお問い合わせください。 ※降車時に精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。	県内バスの各事業者
広島電鉄電車 アストラムライン	▼広島電鉄電車（広島市内線、宮島線）、アストラムラインの普通乗車券、定期券等が割引になります。 ※料金支払時に精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。	各事業者
国　内　航　空	航空旅客運賃が割引になります。 ※割引対象、割引率等は各事業者で異なるため、詳しくは各事業者へお問い合わせください。	各航空会社 各旅行代理店
船	▼一部の旅客船会社で、旅客船の運賃を割引対象としている場合があります。	※詳しくは、各事業者へお問い合わせください。
	▼福山市渡船（鞆から仙酔島に至る航路）の渡船料が、精神障がい者保健福祉手帳所持者及びその介護者について無料となります。 ※改札口にて精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。	福山市渡船管理事務所 TEL 982-2115
	▼走島汽船（鞆から走島に至る航路）の渡船料が、精神障がい者保健福祉手帳所持者及びその介護者について５割引となります。 ※乗船券購入時に精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。	走島汽船 TEL 982-3188
市営駐車場駐車料金の減免	▼精神障がい者保健福祉手帳１級所持者が自ら運転する場合や、その介護者の運転する車に同乗し対象駐車場を利用する場合に、駐車料金（2 時間まで）を減免します。（ただし、定期料金および一泊料金は除く） ▼利用方法：出庫時に駐車場係員へ精神障がい者保健福祉手帳（障がい者手帳アプリ「ミライロＩＤ」を含む。）を提示してください。 ▼出庫時に係員不在の場合：後日、領収書と上記手帳を、駐車場係員（三之丸駐車場の場合は東桜町駐車場の係員）へ提示してください。（回数駐車券を交付します。）	都市交通課 TEL 928-1209
	▼対象駐車場 三之丸駐車場、東桜町駐車場、霞駐車場	
自転車駐車場の利用料の減免	▼精神障がい者保健福祉手帳所持者が、次の自転車駐車場を使用する場合、１／２の金額で利用できます。 係員に精神障がい者保健福祉手帳（障がい者手帳アプリ「ミライロＩＤ」を含む。）を提示してください。	
	▼対象駐車場 福山駅南有料自転車駐車場	
広島県思いやり駐車場利用証	▼対象 精神障がい者保健福祉手帳１級所持者	障がい福祉課 TEL 928-1062 TEL 928-1063 松永保健福祉課 TEL 930-0410 北部保健福祉課 TEL 976-8803 東部保健福祉課 TEL 940-2572 神辺保健福祉課 TEL 962-5005 沼隈支所保健福祉担当 TEL 980-7704 新市支所保健福祉担当 TEL 0847-52-5515
	▼手続きに必要なもの 本人の場合は手帳、代理人の場合は手帳及び代理人の身分証明書 **※この制度は、対象となる駐車スペースを利用しやすくするためのもので、全ての障がい者用等駐車場で利用できるものではありません。また、利用証所持者が、必ず駐車できることを保証するものではありません。**	
自動車運転免許取得費助成	▼精神障がい者保健福祉手帳所持者が自動車運転免許証（普通自動車第一種運転免許・準中型免許・普通自動二輪免許）を取得した場合、その費用の一部を助成します。 免許取得費用の２/３以内（限度額１０万円）※所得制限あり	
	▼手続きに必要なもの 手帳、運転免許証（免許証またはマイナ免許証）、運転免許取得費の明細書及び領収書、印鑑、預金通帳 ▼申請受付期間　運転免許取得後１年以内	

※障がい者手帳アプリ「ミライロＩＤ」により手帳情報を提示することで減免を行うことが出来る場合があります。

利用については、各利用機関にお問い合わせください。

制度の種類	内容・要件等	申請・相談窓口
タクシー券助成 申請・交付期間 ７月から３月	▼対象 福山市に住所を有し、精神障がい者保健福祉手帳１級所持者で、市民税非課税世帯に属する人に年15，000円分。 ※課税世帯の特例あり ※福祉施設等入所者を除く ※確認のため非課税証明書が必要な場合があります。 ▼手続きに必要なもの 手帳、印鑑（代理人が申請する場合は、代理人の印鑑も必要）	障がい福祉課 TEL 928-1062 TEL 928-1063 松永保健福祉課 TEL 930-0410 北部保健福祉課 TEL976-8803 東部保健福祉課 TEL 940-2572 神辺保健福祉課 TEL 962-5005 沼隈支所保健福祉担当 TEL 980-7704 新市支所保健福祉担当 TEL 0847-52-5515 ※「タクシー券助成」の申請は、鞆支所、内海支所、芦田支所、加茂支所、水呑分室、熊野分室、山野分所でもできます。 ※「NHK放送受信料減免」の申請は、鞆支所、内海支所、芦田支所、加茂支所、山野分所でもできます。
NHK放送受信料減免	▼対象 【全額免除】精神障がい者保健福祉手帳所持者のいる市民税非課税世帯 ※ 世帯とはNHK放送受信規約により、「住居および生計をともにする者の集まり」とする。 ※確認のため非課税証明書が必要な場合があります。 【半額免除】精神障がい者保健福祉手帳１級所持者が、世帯主で受信契約者 ▼手続きに必要なもの 手帳、印鑑	
特別障がい者手当	▼20歳以上の常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者に支給されます。 **※障がいの程度、所得制限等の要件あり。必ず事前にご相談ください。**	
障がい児福祉手当	▼20歳未満の常時介護を必要とする重度障がい者に支給されます。 **※障がいの程度、所得制限等の要件あり。必ず事前にご相談ください。**	
特別児童扶養手当	▼身体、知的、精神に概ね重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給されます。 **※障がいの程度、所得制限等の要件あり。必ず事前にご相談ください。**	
日常生活用具の給付	▼火災警報器・自動消火器・頭部保護帽の購入に要する費用を支給します。 **※障がいの程度、所得制限（１８歳以上）等の要件あり。必ず事前にご相談ください。**	
心身障がい者扶養共済制度	▼保護者が死亡又は重度障がい者になった場合、心身障がい者の生活の安定を図るために年金が支給される任意加入の制度です。	
避難行動要支援者避難支援制度	▼住民相互の助け合いによって避難支援を行う制度です。 ・精神障がい者保健福祉手帳１級所持者 制度に登録された方の情報は、消防組合、警察署及び地域の自治会等へ提供し、災害時に役立てます。	福祉総務課 TEL 928-1045 ※詳しくは、お問い合わせください。
後期高齢者医療制度	▼75歳以上の方、及び65歳以上で精神障がい者保健福祉手帳１・２級所持者又は障がい年金１・２級受給者が対象です。	保険年金課（後期高齢者医療担当） TEL 928-1411 ※詳しくは、お問い合わせください。

制度の種類	内容・要件等	申請・相談窓口
保育所等保育料の軽減・ 保育所等副食費の免除	障がい者手帳をお持ちの方と同居されている場合は、保育所等保育料の軽減や保育所等副食費が免除になる場合があります。	保育施設課 TEL 928-1047 ※詳しくは、お問い合わせください。
児童扶養手当	▼父又は母が重度の障がいの状態にある場合に、児童の保護者等に支給。認定要件に一定の基準あり。必ず事前にご相談ください。 ※所得制限あり。	みらい世代育成課 TEL 928-1070 ※詳しくはお問い合せください。
福山市障がい者市外 歯科受診交通費補助	▼市内に居住している精神障がい者保健福祉手帳所持者が、福山市外の医療機関で、全身麻酔又は静脈内鎮静を受けながら、歯の治療を受けた場合に、手帳所持者と付添人の医療機関までの交通費の一部を補助。（事前通院分も含む。） ▼手続きに必要なもの 手帳の写し・申請書・診療明細書・領収書・預金通帳等	保健部総務課 TEL 928-1164 ※詳しくはお問合せください。
障がい基礎年金	▼初診日に国民年金の被保険者であり、国民年金法で定める障がいのある人、初診日が20歳到達前にあり、国民年金法で定める障がいのある人が対象です。 ※一定の給付要件あり。必ず事前にご相談ください。	福山年金事務所 TEL 924-2181 保険年金課（年金担当） TEL 928-1052 ※詳しくは、お問い合わせください。
所得税・住民税の控除 （障がい者控除）	▼対象 【特別障がい者控除】精神障がい者保健福祉手帳１級所持者 【障がい者控除】　　精神障がい者保健福祉手帳２・３級所持者	＜所得税＞ 勤務先又は税務署 福山税務署 TEL 922-1350 府中税務署 TEL 0847-45-2570 ＜住民税＞ 勤務先又は市民税課 TEL 928-1020 ※詳しくは、お問い合わせください。
相続税の控除 （障がい者控除）	障がいのある人が相続により財産を取得する場合、障がい者控除が受けられる場合があります。	福山税務署 TEL 922-1350 府中税務署 TEL 0847-45-2570 ※詳しくは、お問い合わせください。
固定資産税	▼バリアフリー改修が行われた住宅について、100 平方メートルを限度に翌年度の固定資産税の１/３を減額。 ※改修の種類・費用等に要件あり。	資産税課 TEL 928-1025 ※詳しくは、お問い合わせください。
自動車税	障がいのある人、障がいのある人と生計を一にする家族が所有、運転する車を専ら障がい者のために使用する場合に減免。 ※障がい種別・等級などに一定の基準あり。	東部県税事務所課税第二課 TEL 921-1310 ※詳しくは、お問い合わせください。
軽自動車税	障がいのある人、障がいのある人と生計を一にする人又はその他の者が所有、運転する車を専ら障がい者のために使用する場合に減免。 ▼対象　精神障がい者保健福祉手帳１級所持者 ▼申請受付期間　5月1日～5月31日（5月31日が土日の場合は翌開庁日）	市民税課 TEL 928-1019 ※詳しくは、お問い合わせください。

<table>
<tr><th>制度の種類</th><th>内容・要件等</th><th>申請・相談窓口</th></tr>
<tr><td rowspan="3">障がい福祉サービス等</td><td>▼内容
【相談】
地域生活への移行・定着のための支援を受けます。
【居宅介護（ホームヘルプ）】
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を受けます。
【通所サービス】
施設等において、生活訓練や就労のための支援を受けます。
【児童通所】
基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を受けます。
【短期入所】
自宅で介護する人が一時的な理由により介護等ができなくなったとき等に、短期間、夜間も含め施設で、日常生活の介護等を受けます。
【日中一時支援】
自宅で介護する人が一時的な理由により介護等ができなくなったとき等に、日中のみ事業所で日常生活の介護等を受けます。
【グループホーム】
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を受けます。
※原則１割負担（所得の状況に応じて、月ごとに負担額の上限あり）</td><td rowspan="9">障がい福祉課
TEL 928-1208
TEL 928-1261

松永保健福祉課
TEL 930-0410

北部保健福祉課
TEL 976-8803

東部保健福祉課
TEL 940-2572

神辺保健福祉課
TEL 962-5005

沼隈支所保健福祉担当
TEL 980-7704

新市支所保健福祉担当
TEL 0847-52-5515</td></tr>
<tr><td>▼対象（次のいずれかに該当する人）
・精神障がい者保健福祉手帳所持者
・精神障がいを支給事由とする障がい年金の受給者
・精神障がいを支給事由とする特別障がい給付金の受給者
・精神障がいを支給事由とする特別児童扶養手当の対象児童
・自立支援医療（精神通院）受給者
・医師診断書の発行対象者（申請日から６か月以内に発行の、国際疾病分類ICD-10 コードを記載した精神障がい者であることを確認できる原本が必要。
※児童の場合は診断名を有していなくても利用できる場合があります。）
※介護保険該当者を除く</td></tr>
<tr><td>▼手続きに必要なもの
個人番号（マイナンバー）、手帳等、申請者の収入額が分かる書類等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高額障がい福祉サービス</td><td>▼世帯で障がい福祉サービス、介護保険サービス、補装具、障がい児通所支援の定率負担部分の合計が一定額を超えないように助成します。
▼65 歳を迎えて、障がい福祉サービスから介護保険に移行した障がい者の、介護保険サービスに係る利用者負担を助成します。
※サービスの種類、所得制限等の要件あり。</td></tr>
<tr><td>▼手続きに必要なもの
個人番号（マイナンバー）、利用したサービスの受給者証、利用者負担の分かる領収書、精神障がい者保健福祉手帳等、印鑑、本人名義の預金通帳</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福山市福祉サービス利用者負担軽減事業</td><td>▼障がい福祉サービス、障がい児通所支援、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業の定率負担部分の合計が一定額を超えないように助成します。</td></tr>
<tr><td>▼手続きに必要なもの
利用したサービスの受給者証、利用者負担の分かる領収書、精神障がい者保健福祉手帳等、印鑑、本人名義の預金通帳</td></tr>
<tr><td rowspan="2">食の自立支援事業（配食サービス）</td><td>▼精神障がい者保健福祉手帳所持者で、ひとり暮らし、障がい者のみの世帯、障がい者と児童のみの世帯について、調理をすることが困難で、栄養改善が必要で安否確認が必要な人に食事を届ける。</td></tr>
<tr><td>▼手続きに必要なもの
手帳、障がい者保健福祉サービス情報提供書等</td></tr>
<tr><td>就労支援関係</td><td>▼精神障がい者を対象に、就労支援事業所等で仕事をしながら技能修得訓練や生活指導等を行います。</td></tr>
</table>

制度の種類	内容・要件等	申請・相談窓口
精神障がい者福祉ホーム	▼症状が安定していて必ずしも入院治療は必要としない精神障がい者が低額な料金で居室その他の施設を利用し、日常生活に必要な一定程度の介助を受けることができます。 ▼施設の所在地等 ○やすらぎ　〒720-0832　福山市水呑町７700 番地	やすらぎ TEL 920-5885 ※詳しくは、お問い合わせください。
マル優制度（少額預金・少額公債非課税制度）	▼精神障がい者保健福祉手帳所持者、障がい基礎年金受給者 【少額預金非課税制度】 預貯金等の元本 350 万円までの利子が非課税 【少額公債非課税制度】 国債と地方債の額面の合計額 350 万円までの利子が非課税	詳しくは、各金融機関・税務署までお問い合わせください。
生活福祉資金の貸付	▼低所得者及び障がい者世帯に対して、世帯の自立を支援するために一時的に必要であると見込まれる必要最小限の費用を貸し付けできる場合があります。	福山市社会福祉協議会 TEL 928-1348 ※詳しくは、お問い合わせください。
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	▼判断能力の低下により、日常的な金銭管理や通帳等の管理について不安がある人。 福祉サービス利用の援助、日常的な金銭管理の手伝い、通帳等の預かりサービス等。	福山市社会福祉協議会 TEL 928-1353 ※詳しくは、お問い合わせください。
福山市障害者体育センター利用料の免除	▼精神障がい者保健福祉手帳を提示することにより無料で利用できます。	福山市障害者体育センター TEL 931-1833
電話番号案内（104）の利用料の免除	▼精神障がい者保健福祉手帳所持者はＮＴＴ番号案内（104）が、事前に登録することにより無料で利用できます。 ※障がい種別・等級などに一定の基準あり。	各電話取扱業者（NTT、KDDI、Soft Bank など）へ直接お問い合わせください
携帯電話基本使用料等の割引	▼精神障がい者保健福祉手帳所持者は携帯電話の月々の基本使用料等が割引になります。	各携帯電話取扱業者（NTT ドコモ、au、SoftBank など）へ直接お問い合わせください
駐車禁止規制の適用除外	▼精神障がい者保健福祉手帳１級所持者が、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けると、指定する駐車禁止区域内でも駐車することができます。	福山東警察署 TEL 927-0110 福山西警察署 TEL 933-0110 福山北警察署 TEL 962-0110
公共施設使用料等の減免	▼精神障がい者保健福祉手帳（障がい者手帳アプリ「ミライロＩＤ」を含む。）を提示することで次の施設での利用料減免が受けられます。 ▼福山市立の対象施設 ふくやま美術館、福山城博物館、福山市人権平和資料館、福山市鞆の浦歴史民族資料館、福山市自然研修センター、福山市立動物園、福山メモリアルパーク、福山市松永健康スポーツセンター、福山すこやかセンター（水浴訓練室）等	減免の範囲については各施設へお問い合わせください。

配布物

○ヘルプマーク、ヘルプカードをお渡ししています

「ヘルプマーク」は義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人等、外見からは配慮や援助を必要としていることがわからない人が配慮・援助を得やすくするためのものです。「ヘルプカード」は災害や緊急時、日常生活で困った時などに、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載し、配慮や援助を周囲に求めるためのものです。どちらも、広島県内在住の希望のある方にお渡ししています。

（配布窓口）障がい福祉課、保健予防課、松永・北部・東部・神辺保健福祉課、新市・沼隈支所

相談窓口等

精神保健に関する相談窓口

保健師が日常生活の過ごし方や社会復帰について、本人や家族等の相談に応じます（来所相談の場合は、できるだけ事前に連絡をお願いします。）。また、必要な場合は、家庭等も訪問します。

◆担当課　健康推進課　TEL 928-3421
松永保健福祉課　TEL 930-0414
北部保健福祉課　TEL 976-1231
東部保健福祉課　TEL 940-2567
神辺保健福祉課　TEL 962-5055

福山市社会福祉協議会

◆障がい者基幹相談支援センター「クローバー」
障がいの種別・年齢にかかわらず相談に応じます。子ども（就学後）の発達に関する不安や、悩みをもつ保護者等の相談にも応じます。
【連絡先】　ＴＥＬ 973-0968　ＦＡＸ 926-7111

◆障がい者虐待防止センター
虐待の通報、相談を受け付けます。
【連絡先】　ＴＥＬ 928-1354　ＦＡＸ 926-7111

◆権利擁護支援センター
障がいのある人や高齢者の成年後見制度に関する相談等、権利擁護のための相談や支援を行います。
【連絡先】　ＴＥＬ 928-1353

【所在地】　福山市三吉町南二丁目 11 番 22 号（福山すこやかセンター内）

こども発達支援センター

就学前の子どもの発達に関する相談や医療的支援等を行っています。
【所在地等】
福山市三吉町南二丁目１１番２２号（福山すこやかセンター東館）　TEL 928-1351　要予約

ひだまり（障がい者等地域活動支援センター）

障がいのある人の福祉に関する相談、指導、助言等を行います。
【所在地等】　福山市駅家町大字向永谷 304 番地１　TEL 977-1200

こころの健康相談

精神科医師による健康相談です（要予約）。※ 現在、通院治療中等の場合は、保健師が随時相談に応じます。

開催日時	従事者	問い合わせ・連絡先
月2回　13:30～15:30	精神科医師、保健師	健康推進課　TEL 928-3421

障がい者相談員

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な指導、助言を行う協力者です。
相談員の住所、名前などについては障がい福祉課へお問い合わせください。
【連絡先】　TEL 928-1208　FAX 928-1730

自助グループ・家族会

当事者やその家族がつどい、お互いの悩みを話しあいながら、学習や交流をする会です。
（日程・会場は、変更する場合があります。参加を検討されている人は、各団体に直接お問い合わせください。）

対象	グループ名	開催日時	会場	問い合わせ・連絡先
アルコール依存症からの回復をめざす人と家族	NPO 法人 福山みずほ断酒会	毎週金曜日 19:00～21:00	福山市市民参画センター	理事長：奥浜 TEL 090-2865-3960 福山みずほ断酒会 ホームページ
		第１・４月曜日 19:00～20:30	沼隈支所	
		アルコール酒害相談 第２土曜日 （変更あり） 19:00～21:00 ※要予約	福山市市民参画センター	
	福山市断酒会	毎週火曜日 19:00～21:00	福山市市民参画センター	安原 TEL 090-7124-1401
	備後断酒友の会	毎週金曜日 （ただし、第２日曜日の 前の金曜日は休み） 13:30～14:30 第２日曜日 13:30～15:00	地域生活支援センター 「ひだまり」	事務局 地域生活支援センターひだまり TEL 977-1200
	AA ローズグループ	第２・４火曜日 19:00～	カトリック福山教会	事務局 AA 中四国セントラルオフィス（CSCO） TEL 082-246-8608
	アラノン家族グループ 福山ローズ	毎週木曜日 10:30～11:30	福山市生涯学習プラザ まなびの館ローズコム ４階会議室	事務局 TEL 045-642-8777 ※10:30～15:00 月・火・木・金（祝日を除く）
ギャンブル依存症からの回復をめざす人と家族	GA 福山グループ （ホームページ GA インフォメーションセンター）	毎週日曜日 14:00～15:30	福山すこやかセンター	メールアドレス gafukuyama2025@gmail.com （日程、会場は変更する場合もありますので、ホームページでご確認ください） 事前予約・会費不要 匿名可、直接会場へお越しください。
ギャンブルに問題を持つ人の家族や友人	GAFA（ガーファ） 福山ステップ	毎週火曜日 19:00～20:00	福山すこやかセンター	メールアドレス gafa.fukuyama@gmail.com 初めての参加は要連絡、匿名可。

摂食障がいの人と家族	ふくやまNABA	●当事者のグループ 第４日曜日 10:00～12:00 ●家族のグループ 第４日曜日 13:00～15:00	福山市市民参画センター	ふくやまNABA TEL 080-5236-1178 家族の会 TEL 955-5912 TEL 090-7893-9747 ●共通メールアドレス fukuyama_naba2004@gmail.com ●詳細日程及び活動内容について、ふくやまNABAのブログをご確認ください。

対象	グループ名	開催日時	会場	問い合わせ・連絡先
認知症の人と家族	福山地区認知症の人と家族の会 定例会（みんなの集い）	第４水曜日 13:30～15:30	福山すこやかセンター	代表者：服部 TEL 080-1928-6837
	陽溜まりの会東部 「若年性認知症の人と家族の会」	第１土曜日 11:00～15:30	福山すこやかセンター	代表者：服部 TEL 080-1928-6837
	男性介護者の集い	第２土曜日 13:00～15:00	福山すこやかセンター	代表者：服部 TEL 080-1928-6837
	家族の会カフェ すまいる	第１木曜日 13:30～15:30	福山すこやかセンター	代表者：服部 TEL 080-1928-6837
高次脳機能障がいの人と家族	高次脳機能障害 サポートネットひろしま	第２金曜日 10:00～12:00	福山すこやかセンター	事務局 TEL 070-1645-1208
精神障がい者の人と家族と支援者	福山市精神保健福祉家族会 「バラ会」	定例会　第４土曜日 13:30～15:30 家族交流学習会 随時開催	福山すこやかセンター	代表者：田和 TEL 070-9143-5903
心に病のある人と家族	「そよかぜサロン」	第３金曜日 14:00～15:30	福山すこやかセンター	代表者：黒木 TEL 951-7991

問い合わせ先一覧

	問い合わせ先	TEL
市役所の窓口	障がい福祉課（企画管理担当）	928-1062
	（サービス給付担当）	928-1208
	（支援給付担当）	928-1063
	（事業者指定・指導担当）	928-1261
	（相談支援担当）	928-1208
	松永保健福祉課	930-0410
	松永支所市民サービス課	930-0402
	北部保健福祉課	976-8803
	北部支所市民サービス課	976-8802
	東部保健福祉課	940-2572
	東部支所市民サービス課	940-2576
	神辺保健福祉課	962-5005
	神辺支所市民サービス課	962-5011
	沼隈支所（保健福祉担当）	980-7704
	沼隈支所（市民担当）	980-7703
	新市支所（保健福祉担当）	0847-52-5515
	新市支所（市民担当）	0847-52-5513
	鞆支所	982-2660
	内海支所	986-3111
	芦田支所	958-2511
	加茂支所	972-3111
	水呑分室	956-1011
	熊野分室	959-1236
	山野分所	974-2001
	福祉総務課	928-1045
	市民税課	928-1019
	資産税課	928-1025
	保育施設課	928-1047
	保険年金課（年金担当）	928-1052
	保険年金課（後期高齢者医療担当）	928-1411
	都市交通課	928-1209
	保健部総務課	928-1164
	みらい世代育成課	928-1070

	問い合わせ先	TEL
その他の窓口等	福山年金事務所	924-2181
	福山税務署	922-1350
	府中税務署	0847-45-2570
	東部県税事務所	921-1311
	福山市障害者体育センター	931-1833

紙面の都合により、電話番号の市外局番（084）を一部省略しています

※障がい者への差別や偏見を取り除く取り組みのひとつとして、従来「障害」と表記していたものを、内容に影響がない場合は、「障がい」と表記しています。